

愛媛県報

第3373号

36, 3, 22

水 曜 日

◇ 目 次 ◇

条 例

○ 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………二一五

告 示

○ 県立自然公園の指定……………二一五

○ 金砂湖県立自然公園の公園計画の決定……………二一五

○ 金砂湖県立自然公園特別地域の指定……………二一七

○ 家畜人工授精師の免許証の交付……………二一八

○ ふ化業者の登録……………二一八

○ 家畜商の免許の取消し……………二一九

○ 漁船積荷補償法による加入区の変更……………二一九

任 免 特 令

○ 条 例

○ 愛媛県条例第七号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久 松 定 武

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例(昭和三十三年愛媛県条例第三十九

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千四百九十人」を「千五百二十人」に、「九二四人」を「九五四人」に改め、同条第二項中「二百八十六人」を「二百九十六人」に、「一〇五人」を「一〇九人」に、「一八一人」を「一八七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

○ 告 示

○ 愛媛県告示第二百二十号

愛媛県立自然公園条例(昭和三十三年愛媛県条例第五十号)第四条第一項の規定により、次の区域を金砂湖県立自然公園に指定する。

その区域を表示した図面は、愛媛県庁及び三島土木事務所並びに伊予三島市役所に備えつけて供覧する。

昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久 松 定 武

伊予三島市中之庄町、金砂町小川山、同町平野山、富郷町寒川山、同町豊坂及び同町津根山のそれぞれ一部

○ 愛媛県告示第二百二十一号

愛媛県立自然公園条例(昭和三十三年愛媛県条例第五十号)第六条第一項の規定により、金砂湖県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その計画の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び三島土木事務所並びに伊予三島市役所に備えつけて供覧する。

昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武

1. 単独施設

一 保護計画
 特別地域 伊予三島市中之庄町、金砂町小川山、同町平野山、富郷町寒川山、同町豊坂及び同町津根山のそれぞれ一部

二 利用計画

番号	施設か所	施設の種類	位	置	工種
12	松野	野営場	〃	松野地内	〃
11	龍が淵	〃	〃	龍が淵附近	新
10	辰が獄対岸	休憩所	〃	大字津根山辰が獄附近	〃
9	豊坂	宿舎	〃	大字豊坂豊坂地内	改
8	下長瀬	野営場	〃	富郷町大字寒川山下長瀬地内	〃
7	平野橋右岸	舟遊施設	〃	平野地内	〃
6	平野山	休憩所	〃	大字平野山地蔵ヶ獄対岸	〃
5	常の山	苑地	〃	大字小川山上小川地内	〃
4	柳瀬	舟遊施設	〃	〃	新
3	ダムサイト右岸	宿舎	〃	大字小川山柳瀬地内	改
2	翠波峠	野営場	〃	翠波峠一帯	〃
1	翠波峯	苑地	伊予三島市金砂町翠波山頂一帯		新

14	13
常の山	平野橋右岸 附近
宿舎	駐車場
〃	〃
金砂町大字平野山平野地内 大字小川山上小川地内	
〃	〃

2 道 路

1	1	番号	路 線 名	起 点	終 点	工 種
歩道	車道		翠波登山線	起点	伊予三島市富郷町大字津根山公園界	改
			金砂富郷線	終点	伊予三島市中庄町公園界	〃

3 航 路

1	番号	航 路 名	区 間	摘 要
		金砂湖巡遊船	起点 伊予三島市金砂町大字平野山柳瀬地内 終点 伊予三島市金砂町大字平野山平野地内	

4 簡易施設

門柱、標識、案内板、指導標、野外卓、腰掛、便所等の簡易施設は区域内の要点に利用価値を考慮して、適宜配置するものとする。

○愛媛県告示第二百二十二号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）第十二条第一項の規定により、金砂湖県立自然公園の区域内に

次のとおり特別地域を指定する。
その地域を表示した図面は、愛媛県庁及び三島土木事務所並びに伊予三島市役所に備えつけて供覧する。
昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武
伊予三島市中之庄町、金砂町小川山、同町平野山、富郷町寒川山、同町豊坂、及び同町津根山のそれぞれ一部